

## 那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那珂市空き家バンク制度実施要綱（平成29年那珂市告示第135号。以下「実施要綱」という。）に定める空き家バンクの利用促進を図るため、空き家バンクに登録された空き家のリフォーム工事又は家財処分を行う者に対し、予算の範囲内で那珂市空き家バンクリフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（昭和44年那珂町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家登録者又は利用登録者
- (2) 登録物件（実施要綱第6条第2項の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。以下同じ。）の所有者等の2親等内の親族でない者
- (3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 登録物件のリフォーム工事に係る経費で、次に掲げるいずれにも該当するもの
  - ア 空き家の機能の維持及び向上のために行う別表第1に掲げる工事に係る経費であること。
  - イ 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の総額が、20万円以上であること。
  - ウ 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による工事の経費であること。
- (2) 登録物件に残存する家財処分に係る経費で、次に掲げるいずれにも該当するもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。
  - ア 居住部分において、使用されず残置された状態の電化製品、家具その他の家財道具の処分に要する経費であること。
  - イ 経費の総額が、5万円以上であること。
  - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による処分の経費であること。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等の規定に基づき補助を受けている場合は、

当該補助を受けた額を補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) リフォーム工事補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は30万円のうちいずれか少ない額

(2) 家財処分補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10万円のうちいずれか少ない額

2 補助金の交付は、同一の登録物件に対し、前項の各号に掲げる区分に応じそれぞれ1回限りとする。

(交付の申請期間)

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) リフォーム工事に係る期間

ア 売買契約日又は初めの賃貸借契約日から起算して1年を経過する日までの期間

(2) 家財処分に係る期間

ア 登録物件が空き家バンクに初めて登録された日から起算して1年を経過する日までの期間(空き家登録者に限る。)

イ 売買契約日又は初めの賃貸借契約日から起算して1年を経過する日までの期間(利用登録者に限る。)

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) リフォーム工事

ア 工事に係る経費の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う空き家の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 売買契約書又は賃貸契約書の写し

エ 工事に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類(利用登録者に限る。)

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分

ア 撤去及び処分に係る経費の明細書及び見積書の写し

イ 撤去及び処分を要する家財が写る居住部分の室内の写真

ウ 売買契約書又は賃貸契約書の写し(利用登録者に限る。)

エ 処分に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類(利用登録者に限る。)

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、リフォーム工事又は家財処分（以下「工事等」という。）を実施する前にしなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の可否の決定に当たり、第3条第3号に掲げる交付対象者としての要件に関する審査を行うため、申請者の同意の上、市税等の納付状況についての調査を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の可否及び交付予定額を決定したときは、那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事等が完了したときは、速やかに那珂市空き家バンクリフォーム補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）工事等に係る経費の領収書の写し

（2）工事等を行った箇所の完了後の写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに那珂市空き家バンクリフォーム補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 自らの責めに帰すべき事情により工事等を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの規則に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (4) 交付決定者が、正当な理由なく次のいずれかに該当したとき。

ア 空き家登録者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に登録物件を取り壊し、又は空き家バンクの登録を抹消したとき。

イ 利用登録者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

リフォーム工事 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事等とする。

- (1) 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- (2) 外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事
- (3) 塗装工事
- (4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- (5) 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事
- (6) 間取りの変更、増築（増築面積は10平方メートル以内であること）等模様替え工事
- (7) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
- (8) 建具の取替等の工事
- (9) ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事

(注) 備品購入によるリフォームは除く。